

平成26年 5 月 22 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

**採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材
に関する政令の制定についての意見**

平成26年 5 月 20日に内閣総理大臣から人事院総裁宛文書（閣副第297号）により提示された政令案につきましては、採用試験の対象官職及び種類に関する事項は、平成26年 4 月 18日に人事院が申し述べた意見を踏まえた内容となっており、また、採用試験により確保すべき人材に関する事項は、公正な採用試験の設計の観点から特に問題はないものと認められることから、貴案のとおり制定されることに異議ありません。

以 上